



鶴申だより



青色申告会の会報は四季報になります。(年4回発行)



発 行

鶴見青色申告会事務局

〒230-0051

鶴見区鶴見中央4-39-9

TEL 045-521-1145

FAX 045-502-0063

メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

令和7年度記帳点検実施中！！(予約制)

記帳点検って何ですか？のご質問をよく承ります。



記帳点検とは、日々の記帳の点検と決算を円滑に進めるために行っています。

気になっていること、心配なことをこの機会に解決しませんか？ 確定申告の

予約も先行で受付する特典もあります。この時期に是非ご来会下さい！

記帳点検は10月31日(金)午前中まで開催しています。

秋号 トピック

- 2P 記帳点検のご案内
- 3P 確定申告のご予約について
- 4P 基礎控除の見直しについて
- 5P 年末調整のお知らせ
- 6P 税務講習会・相談会のご案内
- 7P 申告期の税務署相談会場変更
- 8P 行事予定

記帳点検もご予約の上ご来会ください。

TEL045-521-1145

下記 QR コードからネット予約もご利用
できます。指導員の指名は出来かねま
す。ご了承ください。

鶴見青色申告会 記帳点検ご予約フォーム



記帳点検のご案内

記帳点検は 10月31日(金)午前中までです。

- ・新規入会者の方
- ・会計ソフトの導入をされた方・検討している方・変更された方
- ・本年分が消費税課税事業者の方（令和5年分課税売上が1000万円超の方）
- ・インボイス（適格請求書発行事業者）の申請をされた方
- ・10万円以上の事業用固定資産を購入された方
- ・事業で利用していた車両等を売却された方
- ・記帳方法で分からない所がある方
- ・賃貸物件を購入、建替え、大規模修繕をされた方

○土地建物等売却があり申告が必要な方

○住宅借入金控除初年度の方

○印の方は税務署等で事前に明細書作成が必要です。

必要書類についての相談は承ります。

ご来会を
お待ちしております。



① 記帳点検に際してお持ちいただくもの

- ※ 10万円以上の事業用固定資産の購入をされた方は、注文書や領収書をお持ちください。
- ※ 事業で利用していた車両等を売却された方は、領収証等をお持ちください。
- ※ 不動産所得のある方は入退室があれば賃貸料等の明細が分かるものをお持ちください。
- ※ 借入金があれば、返済予定表をお持ちください。
- ※ マイナンバーカードの暗証番号を変更された方はお声掛けください。

記帳方法でお持ちいただくものが変わります。下記ご参照ください。

会計ソフト利用の方

ブルーリターンA等
デスクトップ型をご利用の方
☐USB
☐事業用預貯金通帳
☐上記①に該当する書類

クラウド型をご利用の方
☐事業用預貯金通帳
☐上記①に該当する書類

簡易簿記の方

青色申告控除額が10万円の方

☐現金出納帳
☐経費帳
☐事業用預貯金通帳
☐月別集計表
☐その他備付帳簿
☐上記①に該当する書類

複式簿記の方

青色申告控除額が65万円の方

☐振替伝票
☐総勘定元帳（補助簿を含む）
☐月別合計残高試算表
☐事業用預貯金通帳
☐上記①に該当する書類

記帳点検を受けた会員様

記帳点検を受けていない会員様

確定申告のご予約は

令和7年11月17日(月)~12月19日(金)

確定申告のご予約は

令和7年12月1日(月)~12月19日(金)

予約でのご相談期間・・・令和8年1月26日(月)~3月7日(土)

予約相談時間・・・1人50分(*予約枠がなくなり次第、終了となります！)

2026年1月						
日	月	火	水	木	金	土
4	5	6	7	8	9	10
休						休
11	12	13	14	15	16	17
休	休					休
18	19	20	21	22	23	24
休						休
25	26	27	28	29	30	31
休	申告 スタート					休

休 休業日

2026年2月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
休						休
8	9	10	11	12	13	14
休			休			休
15	16	17	18	19	20	21
休						休
22	23	24	25	26	27	28
休	休					休

上記カレンダーの◎印は
指導員の予約がない日にちです。
当日受付順でご案内致します。

2026年3月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
休						休
8	9	10	11	12	13	14
休	◎	◎	◎	◎	◎	◎
15	16	17	18	19	20	21
休	◎				休	休
22	23	24	25	26	27	28
休	休					休
29	30	31	1	2	3	4
休						休

予約相談終了

所得税
申告終了

消費税
申告終了

土日祝は休業です。

但し、2月7日、14日、21日、28日、3月7日、14日の土曜日は午前中みの業務となります。

◎印の日にちは指導員の予約を受けつけておりません、当日受付順でご案内いたします。

書類不足、複数年または2人以上の申告、インボイス登録による消費税の申告等は再度のご来会になることもございます。ご了承下さい。

ご注意ください！！

・令和7年中に土地建物等売却があり申告が必要な方 や 住宅借入金控除初年度の方は、事前に明細書を作成していない場合、申告を終えることができません。税務署等で明細書作成をお願いいたします。

・令和7年中に特定口座以外の株式等の売却があった場合、計算書の作成が必要です。必ず事前にご来会ください。

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について

下記の改正は原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

(1) 基礎控除の見直し【基礎控除額(改正された範囲)】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額		
	改正後（注）		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円
132万円超 (200万3,999円超 336万円以下 475万1,999円以下)	88万円	58万円	
336万円超 (475万1,999円超 489万円以下 665万5,556円以下)	68万円		
489万超 (665万円5,556円超 655万円以下 850万円以下)	63万円		
655万円超 (850万円超 2,350万円以下 2,545万円以下)	58万円		

上記加算は、居住者のみ適用されます。なお、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。また、合計所得金額 2,350 万円超の場合には基礎控除額の改正はありません。

(注)改正後の所得税法の規定による基礎控除額 58 万円に、改正後の租税特別措置法による加算額を加算した金額となっています。

(2) 給与所得控除の見直し【給与所得控除額(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		給与収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		給与収入金額×30%＋8万円

給与収入金額 190 万円以下の場合について、給与所得控除額が上記表の金額のとおり改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く)で合計所得金額 58 万円超 123 万円以下(給与収入123万円超～188万円以下)の場合、合計所得金額に応じて控除される特定親族特別控除が創設されました。

※令和8年1月以後は、特定親族の給与収入が165万円以下であれば、扶養者の給与の源泉徴収の際に源泉控除対象親族として扱われます。(詳しい手続は勤務先にお尋ねください)

(4) 扶養親族等の所得要件の引き上げ

扶養親族等の所得金額は以下のように引き上げられました。

- ・扶養親族等: 給与収入 123 万円(合計所得金額 58 万円)以下
- ・配偶者特別控除: 給与収入 123 万円(合計所得金額 58 万円)超
- ・家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の必要経費に算入する金額の最低保障額 65万円

※令和7年分の年末調整への影響

改正前の源泉徴収税額表を使用し、従来どおりの控除額で月々の源泉徴収を行い、年末調整で改正後の控除を反映し、年間の税額を再計算して精算。

※住民税・社会保険制度との関係(令和7年9月現在)

今回は所得税の税制改正であり、住民税の基礎控除の改正については未定です。令和8年度以後、給与収入 110 万円以下の場合、住民税は賦課されません。

社会保険の被扶養者認定は、特定親族特別控除の創設が行われたことを踏まえ、19 歳～23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満までは認定されます。

所得税の控除が増えたからと収入を増やすと、住民税・社会保険料の負担が発生する可能性があります。

従業員を雇われている事業主の皆様へ

ご予約のうえ、早い時期にご来会ください。

令和7年分 年末調整相談を下記日程で行います。
相談期間： 令和7年 12月1日(月)～令和8年1月20日(火)
ご予約は令和7年11月25日(火)より受付いたします。

持ち物について

- ☐ 7月～12月の給与支払い明細書
- ☐ 納付書(10月下旬税務署より送付) ダイレクト納付を行っている方は届きません。
- ☐ 給与支払報告書 総括表
(横浜市他市町村より送付)
- ☐ 給与受給者の国民健康保険・国民年金・生命保険
介護医療保険・地震保険・旧長期損害保険等の証明書など
*新規雇用者の住所、生年月日、個人番号、扶養の有無などの確認や、前職がある場合前職の源泉徴収票も必要です

令和7年分の年末調整の留意事項

- ① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください。(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書の提出を受けて下さい。(扶養基準が給与収入123万円に引き上がりました。))
- ② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。(12月31日時点の年齢19歳以上23歳未満の親族)
- ③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

※ 年末調整でお渡しする書類

令和7年分 源泉徴収票 (従業員へお渡しください)

令和7年分 給与支払報告書 (市区町村へ送付)

令和7年分 源泉徴収簿 (事業主が保管)

令和7年分 給与所得者の保険料控除申告書 (事業主が保管)

令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (事業主が保管)

令和8年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (事業主が保管)

参加費無料

要予約

鶴見青色申告会講習会・相談会のご案内

ご予約受付中です！ご連絡をお待ちしています。

相続税・贈与税 講習会

10/20(月)

定員30名 13:30～14:30

鶴見青色会館1階

※講義方式で行います。

相続税・贈与税 個別相談会

10/20(月)

定員20名 14:30～16:00

鶴見青色会館1階

※個別で相談を承ります。

業務のデジタル化の進め方 補助金活用事例研修

11/11(火)

定員 40名 14:00～15:00

鶴見青色会館1階

※講義方式で行います。

無料法律相談

11/12(水)

お時間はお問い合わせください。

鶴見青色会館 2 階

※個別で相談を承ります。

10/14(火)～受付開始します

個人事業主が抑えておきたい 税の勘所について

11/14(金)

定員30名 13:30～15:30

鶴見青色会館1階

※講義方式で行います。

ご予約はこちらまで

鶴見青色申告会

TEL045-521-1145

受付時間 9時～12時

13時～16時

※鶴見税務署で確定申告をされている方はご注意ください。

鶴見税務署からのお知らせ

令和8年から確定申告の会場が変わります。
(令和8年2月16日～3月16日)

所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の

申告書作成会場は
「日石横浜ホール」
 に変更となります。

※ 鶴見税務署内には申告書作成会場はありません。

開 設 期 間	会場及び所在地
令和8年2月16日(月)～3月16日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	日石横浜ホール 横浜市中区桜木町1丁目1番8号 日石横浜ビル1階

(注) 令和7年9月の情報に基づいて作成しています。詳細は後日、国税庁ホームページでお知らせします。
(<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/index.htm>)

鶴見青色申告会 会員様の確定申告サポートは
従来のおい鶴見青色会館で行います。

● 令和7年度 行事・法定納期限・振替納税日 ●

会 費 引 落 日	10月27日(月)	
所得稅予定納稅第二期	12月 1日(月)	法定納期限・振替納稅日
年 末 年 始 休 業	12月27日(土)～1月4日(日)	
一 般 指 導 等 最 終 日	令和8年1月20日(火)	
下 期 源 泉 稅 支 払 期 限	令和8年1月20日(火)	

※消費稅中間納付が年3回 年11回の方は國稅庁 HP をご参照ください。

中間申告分の納期限及び振替日について : <https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm>

【生活習慣病健診のご案内】

生活習慣病健診の申込用紙を会報と一緒に配付をしております。
申込締切日を過ぎていても、お受けできる場合がございます。
健診の申込をお考えの方がおられましたら、事務局までご連絡ください。

事務局からのお知らせ

職員會議等のため 午後休業いたします。

・10月31日(金) ・11月14日(金)

・11月28日(金) ・12月17日(水)

下記該当される方は申告前の準備が必要です。

- 令和7年中に 新たに住宅を購入された方（住宅借入金控除該当の方）
- 令和7年中に 土地、建物の売却等をされた方

上記申告が必要な方は、別途書類作成が必要です。該当される場合には、鶴見青色申告会で事前準備のサポートをいたしますので必要書類をご準備いただき令和8年1月20日までにご来会ください。その後、税務署で明細書等制作をしていただきます。

令和7年 神奈川県最低賃金
前年 1,162 円から 63 円引上げ

時給額

1,225円

令和7年10月4日から適用

会計ソフトをご利用の皆様へ

Windows10 のサポートが
10月14日で終了いたします。
セキュリティ確保とソフト正常動作のため、現在 Windows10 をご利用の方は、お早めにバージョンアップ又は Windows11 が搭載されたパソコンに買い替えをお願いいたします。